

重層的支援体制整備事業における個別支援の会議体と他制度の会議体との比較

	重層的支援体制整備事業の会議体		生活困窮者自立支援制度の会議体		要保護児童の会議体	高齢者支援の会議体
	支援会議	重層的支援会議	支援会議	支援調整会議	要対協における個別ケース検討会	地域ケア会議における個別ケア会議
根拠法令	社会福祉法第106条の6	なし	生活困窮者自立支援法第9条	なし	児童福祉法第25条の2	介護保険法第115条の48
対象者	狭間の問題・複合的な課題を抱える人	重層的支援体制整備事業の利用者	・生活困窮者 ・生活困窮の可能性のある者 ・生活保護受給者	生活困窮者自立支援制度利用者	要保護児童	高齢者
本人同意	不要	必要	不要	必要	不要	不要
守秘義務の有無(法的根拠)	有(同法第106条の6⑤)	なし	有(同法第9条⑤)	なし	有(同法第25条の5)	有(同法第115条の48⑤)
罰則(根拠)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(同法第130条の6)	—	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(同法第28条)	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(同法第61条の3)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(同法第205条②)
関係機関等に対する資料等の協力依頼・関係機関の協力義務(根拠)	できる・努力義務(同法第106条の6③及び④)	—	できる・努力義務(同法第9条③及び④)	—	できる・規定なし(同法第25条の3)	できる・努力義務(同法第115条の48③及び④)
事務局(主担当)	市、多機関協働事業者又は包括的相談支援事業者(直営又は委託)	多機関協働事業者(直営又は委託)	南北保健福祉C内の各課	南北福祉相談支援課	こども総合相談担当(いくしあ)	地域包括支援C
主な構成員	行政機関 各分野の相談支援機関やサービス提供事業者 児童福祉関係 保健医療関係 教育関係 地域(NPO、ボランティア等の活動団体) その他必要に応じて支援関係機関や地域の関係者、地域住民等	行政機関(必須) 多機関協働事業者(必須) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者(原則) 参加支援事業者(原則) その他必要に応じて支援関係機関や地域の関係者、地域住民等	行政機関(南北WHC各課) その他必要に応じて支援対象者に関わる、または今後関わることが想定される関係者	行政機関(南北WHC各課) 就労準備支援事業受託事業者 就労関係(ワークサポート尼崎、ハローワーク尼崎) 司法関係(弁護士) 市社協 その他必要に応じて支援関係機関や地域の関係者、地域住民等	行政機関 児童福祉関係(民生児童委員、保育園、子育てサークル等) 保健医療関係(医師会、病院等) 教育関係(幼稚園、小中高校、教育委員会等) 警察・司法関係及びその他関係機関(弁護士、法務局、警察等) 市社協	行政機関 医療関係(医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ST) 介護関係(居宅介護支援事業所連絡会、ケアマネ協会、包括支援センター) その他支援当事者等
備考	※ 運営方法は、今後国の手引きが作成される予定			※ 守秘義務は尼崎市生活困窮者支援調整会議設置要綱で規定		

※障害者(18~64歳)の支援に同意しない場合は、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議により対応

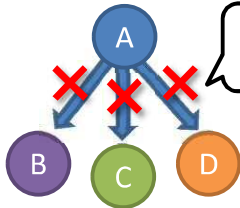
<参考> 支援会議について（第106条の6 関係）

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、支援機関等の関係者により構成される会議である「支援会議」を組織することができ、円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むための支援体制に関する検討を行う。

構成員のイメージ

行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等）、各分野の相談支援機関やコーディネーター、サービス提供事業者、医療機関、協同組合、学校、NPO、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア等の活動団体、専門職団体、民間企業等

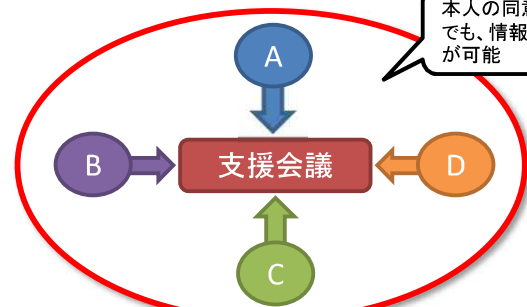
本人同意がない場合



本人の同意なしでは、情報共有ができない

- 守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難
- 世帯内に分野横断的な複数の課題が存在する場合に、支援への支障が生じやすい

「支援会議」の実施により



本人の同意なしでも、情報共有が可能

- 守秘義務の規定により、本人の同意がない場合にも、他部局・機関との情報共有が可能
- 運営方法については、今後手引きを作成

<参考> 各種会議について

支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討